令和７年度　未就学児を持つ保育士に対する保育料一部貸付事業の実施について（お知らせ）

〔制度の概要〕

保育士資格を有し、保育士として就労をする方で、かつ貸付対象者としての条件を全て満たす方に対して、保育士として勤務する場合にかかるお子さんの保育料の一部を貸し付けることにより、栃木県内の保育人材の確保を支援することを目的とした貸付制度です。

貸付けを受けた方が、県内の保育所等で保育業務に従事し、引き続き２年間、これらの業務に従事した場合には、貸付金が全額返還免除になります。

●募集対象　　次頁「１　貸付対象者」の要件に該当する方

●募集人数（年間）　　８０名程度（※募集人数に達し次第受付終了となります。）

●申請方法

とちぎ保育士・保育所支援センターに電話連絡（TEL　028-307-4194）の上、提出期限（※）までに申請者本人が当センター又は「福祉のお仕事出張相談」に貸付申請書等を提出してください。詳しくは、次頁以降をご覧ください。なお、新たに就職される方は「保育士就職準備金」との併用申請が可能です。

※提出期限について

就労開始日（産休・育休復帰日）を含む月の翌々月末です。

【例】①4月15日（火）に就労開始（復帰）した場合は、6月30日（月）までです。
　　月末日が土曜・日曜・祝日の場合は、その前の平日となります。
②5月30日（金）に就労開始（復帰）した場合は、7月31日（木）までです。
③12月の提出期限は、12月26日（金）までです。

お申込み・お問い合わせ先

とちぎ保育士・保育所支援センター

開所日時：月曜日～金曜日の９：00～17：00、毎月第３土曜日の９：00～17：00

当センターでは保育に関する無料職業紹介事業を行っております。
また、就職相談会や保育講座、保育体験等を実施しています。お気軽にお電話ください。

〒３２０－８５０８
栃木県宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ３階
社会福祉法人栃木県社会福祉協議会　福祉人材・研修センター内
TEL：０２８－３０７－４１９４　　FAX：０２８－６２３－４９６３
E-mail　info@tochigi-hoikushi-center.org
ホームページ　https://www.tochigi-hoikushi-center.org/　　（QR コード→）

1　貸付対象者

次の（1）～（3）全てに該当する方が対象です。（※1）

（1） **保育士資格を登録済みの方**（登録日より就職・復職日が後であれば申請できます。）

（2） 未就学児（0～2歳児クラス）を保育所等（※2）に預けることが決定している方

（3） 栃木県内の保育所等（別表のとおり）で保育士又は保育教諭として週20時間以上勤務する方
（新たに勤務する場合、再就職する場合、産休・育休から復帰する場合いずれも可）

※1　**未就学児の入所より前に勤務開始の方、すでに当貸付を受け返還猶予中の方は申請できません。**

※2　未就学児を預ける保育所等は、保育所、認定こども園等です。詳細はお問い合わせください。

2　貸付額・貸付期間

（1）貸付額は、保育料の半額で、月額２万７千円以内です。（未就学児が複数人いる場合は保育料を合算した金額の半額で月額２万７千円以内です。）

（2）貸付期間は、保育所等に保育士として勤務する期間。ただし、貸付額は勤務を開始した月から起算して１２か月を限度とします。

（3）無利子で貸し付けます。

（4）貸付金は、原則年４回、それまで支払った分の保育料を支払います。

3　申請書の提出について

（1）提出期限

就労開始日（産休・育休復帰日）を含む月の翌々月末です。

ただし、月末日が土曜・日曜・祝日の場合はその前の平日です。12 月は 12 月 26 日までです。

（2）提出書類

★の書類はとちぎ保育士・保育所支援センターホームページからダウンロードできます。

提出書類	備考
★貸付申請書 **（別記様式第１号）**	申請者及び連帯保証人（申請者と別生計で独立の生計を営む成年）が自署。家族の状況欄には、生計を一つにする者の直近の所得金額を記入。
★業務従事証明書 **（別記様式第１０号）**	施設又は事業所の長から保育士として従事している旨の証明を受けてください。
住民票	申請日より３ヶ月以内発行で**世帯全員**の記載があるもの。 マイナンバー（個人番号）、本籍地の記載は不要。
保育士証の写し **（現姓のものが必要）**	**旧姓の場合、旧姓の保育士証の写しと、現姓の保育士証申請に伴う手数料振込の領収書の写しを添付。後日、現姓分を提出。**
保育料決定通知書の写し	**各自治体（又は園）から送付されるもの。**
申請者本人及び同一世帯人、連帯保証人の直近の所得を証明する書類	源泉徴収票、課税証明書の写し等 （所得及び扶養家族等が確認できるもの） **所得の有無にかかわらず、成人の方全員分が必要。**
★【該当者のみ】生計別申立書	連帯保証人が世帯は別で申請者と同住所の場合必要。
★提出書類チェックリスト	来所時に不備がないか確認のうえ、持参。

なお、提出期限以降の受付は一切出来かねます。

提出に係る様式の受け取り方法

① 当センターホームページからダウンロード https://www.tochigi-hoikushi-center.org

② 郵送にて請求…返送先の住所・氏名を明記し、１８０円切手(保育士就職準備金を併用する方は、270 円分の切手）を貼り付けした角２サイズの返信用封筒を同封の上、以下の宛先に郵送

〒320-8508　宇都宮市若草 1-10-6　とちぎ福祉プラザ 3 階
栃木県社会福祉協議会　とちぎ保育士・保育所支援センター　貸付担当　あて

③ 当センターに来所（事前にお電話ください。）

（３）提出先・提出方法

とちぎ保育士・保育所支援センターに事前連絡の上、当センター窓口又は下表のハローワークでの「福祉のお仕事出張相談」窓口に申請者本人が直接お越しください。

・センター開所日時：月曜日～金曜日の 9：00～17：00（祝日を除きます）
毎月第 3 土曜日の 9：00～17：00（祝日も開所します）

・福祉のお仕事出張相談　令和７年５月～令和８年３月に各ハローワークにて確認します。
※祝日にあたる場合は振替があります。具体的な日程は当センターまでお問い合わせください。

ハローワーク名	予定曜日	相談時間	ハローワーク名	予定曜日	相談時間
栃木	第２月曜日	①	足利	第４火曜日	①
那須烏山	第３月曜日	②	日光	第４火曜日	②
鹿沼	第３月曜日	②	矢板	第１水曜日	②
小山	第４月曜日	①	佐野	第２水曜日	②
黒磯	第２火曜日	①	大田原	第３水曜日	①
真岡	第３火曜日	①			

相談時間　①10:00～15:00（受付終了 14:45 まで）／②13:00～16:00（受付終了 15:45 まで）

4　貸付決定

全ての書類が提出された順に、審査の上、貸付けを決定します。申請から返還猶予までの流れは、別紙「申請手続～契約終了までの流れ」を参照してください。

5　保育料の一部貸付の返還

（１）貸付けを受けた方で、次に該当する場合は、該当月の翌月から貸付金を返還していただきます。

ア　貸付契約が解除されたとき。

イ　栃木県内において保育所等で保育業務に従事しなくなった（従事する意思がなくなった）とき。

ウ　業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

（２）返還期間

分割の場合、貸付期間の２倍に相当する期間が上限です。繰り上げて返還することもできます。

（３）返還方法

月賦、半年賦による返還又は一括返還です。

（４）延滞利子

正当な事由なく、返還期日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき要領で定めた割合で計算した延滞利息を支払わなければならなりません。

6 保育料の一部貸付の返還猶予、返還免除

保育料の一部貸付けを受けた方が次に該当する場合には、貸付金の返還を猶予し、又は免除します。

（1）返還の猶予

ア 栃木県内の保育所等において、保育の業務に従事しているとき。

イ 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき。

（2）返還の免除

ア 栃木県内の保育所等において保育の業務に従事し、かつ2年間引き続きこれらの業務に従事したとき。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

※返還猶予及び返還免除は申請が必要です。転職を検討している場合や、在職中に傷病休暇等を取得する場合など、上記に該当する場合は、必ずセンターにご連絡ください。